

組 織 規 程

第1章 総則

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(以下「本会」という。)の事業の円滑な運営を図るため、本会の組織等について定めることを目的とする。

第2章 組織

(組 織)

第2条 本会の組織として本部及び7支部を置く。

(本 部)

第3条 本部の組織を次の通り定め、本部業務を分掌する。

事務局

総務委員会

広報委員会

消費者教育委員会

環境委員会

消費者相談室

Consumer ADR委員会

事業委員会

会員活動委員会

消費者志向推進委員会

個人情報保護推進委員会

消費者提言委員会

食生活委員会

I C T委員会

金融委員会

標準化委員会

消費生活研究所

2 前項のほか、必要に応じて理事会の決議により委員会、特別委員会を置くことができる。

3 第1項に定めた委員会は、必要に応じて理事会の決議により統廃合を行うことができる。

(支 部)

第4条 支部業務の分掌にあたり、以下の委員会を設置する。ただし、支部の事情によって委員会を統合することができる。

総務委員会

広報委員会

事業委員会

消費者教育委員会

研修委員会

会員活動委員会

2 前項のほか、必要に応じ特別委員会及び地区を単位とする部会・分科会を置くことができる。

(委員長・支部長等)

第5条 第3条第1項に規定する本部の委員会、消費者相談室及び消費生活研究所に委員長、室長及び所長を置く。

2 第4条第1項に規定する支部の委員会に委員長を置く。

3 各支部に支部長、副支部長を置く。

4 第3条第2項及び第4条第2項に規定する委員会には委員長を、第4条第2項に規定する部会・分科会には代表を置く。

(委員長・支部長等の選任等)

第6条 本部各委員会の委員長の選任・解職は理事会が行う。

2 相談室の室長ならびに研究所の所長の選任ならびに解職は、理事会の決議に基づき会長が行う。

3 支部長及び東日本支部・中部支部・西日本支部の副支部長は支部長・副支部長選挙にて選出されるとともに理事候補となる。

4 部会代表及び分科会代表は、支部長が選任する。

(委員長・支部長等の業務)

第7条 本部の委員長、室長ならびに所長は、委員会、消費者相談室ならびに消費生活研究所を代表し業務を統括し、理事会に業務の執行状況を報告する。必要に応じ、副委員長、副室長、副所長を置くことができる。

2 支部長は、支部の運営業務全般を統括し、理事会にその執行状況を報告する。副支部長は支部長を補佐し、必要な場合は支部長に代わって支部の運営に当たる。

第3章 業務分掌

(本部業務分掌)

第8条 本部における事務局及び各委員会、研究所の業務分掌は次の通りとする。ただし、会長が必要と認める場合は、適宜業務分掌を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、日常の業務については、副会長が業務内容等に応じ適宜業務を命じることができる。

事務局

事務局組織規程の定めるところによる。

総務委員会

- (1) 年次事業計画の策定、推進、管理、事業報告に関すること
- (2) 各部門計画の総合調整に関すること
- (3) 内外情報の収集、分析に関すること
- (4) 社員総会、理事会及び業務執行会議に関すること
- (5) 代議員選挙及び理事候補選挙に関すること
- (6) 本会組織に関する、調査、研究、立案に関すること
- (7) 諸規程の制定、改廃に関すること
- (8) 内部管理体制の構築、改善に関すること
- (9) 重要な契約、文書の作成、指導に関すること
- (10) 正会員の獲得に関すること
- (11) 本部の業務で他の所掌に属さないもの

広報委員会

- (1) 広報に係る企画、立案、実施、記録の整備保存に関する事
- (2) 関係機関との連携に関する事
- (3) 支部の行う広報活動の調整に関する事
- (4) 広報活動に係る本会内外の情報収集及び情報発信に関する事
- (5) 会員への情報提供に関する事
- (6) 出版に関する事
- (7) 広告の募集、掲載に関する事
- (8) その他本会の広報の一環となる活動に関する事

消費者教育委員会

- (1) 消費者教育・啓発活動についての企画、立案、官庁・地方自治体・他団体との調整に関する事
- (2) 支部の行う消費者教育・啓発活動の企画、立案の支援及び地方自治体・他団体との調整の支援に関する事
- (3) その他消費者教育・啓発活動の推進に関する事

環境委員会

- (1) 環境に係る諸問題の調査研究に関する事
- (2) 環境に係る諸問題の調査研究に関する情報の収集と発信に関する事
- (3) 環境に係る諸課題に関するパブリックコメントへの意見提出に関する事
- (4) 環境に係る諸問題の調査研究に関する内外機関との交流に関する事

事業委員会

- (1) 事業の企画、立案、実施計画策定、実施、事業費の管理、報告に関する事
- (2) 受託事業の実施計画策定、応募申請、実施、事業費の管理及び報告に関する事
- (3) 支部の行う事業活動の支援、連絡調整に関する事
- (4) 補助・助成事業の企画、立案、応募申請、実施、事業費の管理及び報告に関する事

会員活動委員会

- (1) 会員の活動の助成に関する事
- (2) 会員の研究成果の発表支援に関する事
- (3) 会員向け情報紙の発行支援に関する事

消費者相談室

- (1) 消費者の相談の受付に関する事
- (2) 受け付けた相談の処理解決に関する事
- (3) 消費者被害情報の収集・解析に関する事
- (4) 消費者被害の防止の研究・提言に関する事
- (5) 消費者被害の防止に関するパブリックコメントへの意見提出に関する事
- (6) 支部が行う消費者相談の統轄に関する事

ConsumerADR委員会

- (1) Consumer ADRに関する事
- (2) 消費者相談及びConsumer ADRに携わる人材の育成に関する事

消費者志向推進委員会

- (1) 企業等の消費者志向に関する情報収集・発信及び啓発に関すること
- (2) 企業等の消費者志向に関するパブリックコメントへの意見提出に関すること
- (3) 企業等の消費者志向に係る諸問題の調査・研究に関すること
- (4) 企業の消費者志向に係る企業、消費者団体、官庁等との交流・連携に関すること
- (5) 賛助会員の獲得に関すること
- (6) 賛助会員への情報提供に関すること

個人情報保護推進委員会

- (1) 個人情報に係る諸問題の調査研究に関すること
- (2) 個人情報に係る諸問題の調査研究に関する情報の収集と発信に関すること
- (3) 個人情報に係る諸課題に関するパブリックコメントへの意見提出に関すること
- (4) 個人情報に係る諸問題の調査研究に関する内外機関との交流に関すること

消費者提言委員会

- (1) 消費者庁所管の法令や制度の改正に関する情報収集に関すること
- (2) 消費者庁所管の法令や制度の改正に関するパブリックコメントへの意見提出に関すること
- (3) 複数の委員会の分掌に跨るもの、および他委員会の分掌に寄らないパブリックコメントへの意見提出に関すること
- (4) 消費者庁所管の法令や制度の改正に関する他団体との情報連携に関すること

食生活委員会

- (1) 食生活に係る諸問題の調査研究に関すること
- (2) 食生活に係る諸問題の調査研究に関する情報の収集と発信に関すること
- (3) 食生活に係る諸課題に関するパブリックコメントへの意見提出に関すること
- (4) 食生活に係る諸問題の調査研究に関する内外機関との交流に関すること

ICT委員会

- (1) ICTに係る諸問題の調査研究に関すること
- (2) ICTに係る諸問題の調査研究に関する情報の収集と発信に関すること
- (3) ICTに係る諸課題に関するパブリックコメントへの意見提出に関すること
- (4) ICTに係る諸問題の調査研究に関する内外機関との交流に関すること

金融委員会

- (1) 金融に係る諸問題の調査研究に関すること
- (2) 金融に係る諸問題の調査研究に関する情報の収集と発信に関すること
- (3) 金融に係る諸課題に関するパブリックコメントへの意見提出に関すること
- (4) 金融に係る諸問題の調査研究に関する内外機関との交流に関すること

標準化委員会

- (1) 標準化に係る諸問題の調査研究に関すること
- (2) 標準化に係る諸問題の調査研究に関する情報の収集と発信に関すること
- (3) 標準化に係る諸課題に関するパブリックコメントへの意見提出に関すること
- (4) 標準化に係る諸問題の調査研究に関する内外機関との交流に関すること

消費生活研究所

- (1) 消費生活に係る諸問題の調査研究に関する事
- (2) 消費生活に係る諸問題の調査研究に関する情報の収集と発信に関する事
- (3) 消費生活に係る諸課題に関するパブリックコメントへの意見提出に関する事
- (4) 消費生活に係る諸問題の調査研究に関する内外機関との交流に関する事
- (5) 本会を取り巻く状況の情報収集と分析に関する事

(支部会員の構成)

第9条 支部の会員は次の区域に居住する会員をもって構成する。ただし、会員は、会長の承認を得て、居住区域外の支部の会員(複数支部の会員となる場合を除く。)となることができる。

北海道支部

北海道

東北支部

青森県 岩手県 秋田県 山形県 宮城県 福島県

東日本支部

栃木県 群馬県 茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 新潟県 長野県

中部支部

静岡県 富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知県 三重県

西日本支部

滋賀県 京都府 奈良県 和歌山県 大阪府 兵庫県 香川県 徳島県 高知県 愛媛県

中国支部

鳥取県 岡山県 広島県 島根県 山口県

九州支部

福岡県 大分県 佐賀県 長崎県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

(支部業務分掌)

第10条 支部における各委員会の業務分掌は、次の通りとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、支部長は特に必要と認めるときは、各委員会に業務分掌以外の業務を行わせることができる。

総務委員会

- (1) 支部大会に関する事
- (2) 支部運営委員会等に関する事
- (3) 支部諸規程の制定、改廃に関する事
- (4) 支部に係る官公庁、諸団体等との交渉に関する事
- (5) 支部会計に関する事
- (6) 支部会員の情報、異動等に関する事
- (7) 支部会員の獲得に関する事
- (8) 支部業務で他の所掌に属さないもの

広報委員会

- (1) 支部における広報活動に関する事
- (2) 全国規模の広報活動への協力に関する事

事業委員会

- (1) 支部における受託事業の企画、立案、実施計画策定、実施、事業費の管理及び報告に関する事

- (2) 支部における自主事業の企画、立案、実施計画策定、実施、事業費の管理及び報告に関すること
- (3) 全国規模の事業への協力、実施の分担に関すること

消費者教育委員会

- (1) 支部の行う地域社会の消費者教育・啓発講座の企画、立案、実施及び学校や国・地方自治体、他団体との連携・調整に関すること
- (2) その他消費者教育・啓発講座の推進に関すること

研修委員会

- (1) 支部会員の資質の向上に関すること
- (2) 支部会員のための研修会、講座等（一般公開される研修会、講座等を含む。）の企画、立案、実施に関すること

会員活動委員会

- (1) 支部の自主研究会の活動助成に関すること
- (2) 支部会員の研究成果の発表に関すること
- (3) 支部の情報紙の発行に関すること
- (4) その他支部会員の活動の助成に関すること

第4章 事務処理

(本部の事務処理)

第11条 本部の事務処理については、事務局組織規程第4条から第6条まで、第8条、第10条から第13条まで、第15条及び第17条の規定を準用する。この場合において、第5条及び第15条において「事務局代表」とあるのは「当該委員長」と、第11条において「法人名、会長名、副会長名」とあるのは「当該委員会名・所名、当該委員長名・所長名」と読み替えるものとする。

(支部の事務処理)

第12条 支部の事務処理については、事務局組織規程第4条から第6条まで、第8条及び第10条から第17条までの規定を準用する。この場合において、第5条及び第15条において「事務局代表」とあるのは「支部総務委員長」と、第5条において「会長」とあるのは「支部長」と、第6条において「会長」「副会長」とあるのはそれぞれ「支部長」「副支部長」と、第11条において、「法人名、会長名、副会長名」とあるのは「支部名、支部長名、支部当該委員会名、支部当該委員長名」と読み替えるものとする。

2 代表理事（会長・副会長）の決裁を要する文書は、支部長起案のうえ総務委員長へ回付するものとする。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附 則)

第1条 この規程は平成元年5月15日から施行し、昭和63年6月10日から適用する。

第2条 この規程の改正部分は平成4年5月7日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

第3条 この規程の改正部分は平成6年11月13日から施行する。

第4条 この規程の改正部分は平成10年5月12日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

- 第5条 この規程の改正部分は平成12年5月11日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
但し、九州支部の構成の部分は平成11年4月1日から適用する。
- 第6条 この規程の改正部分は平成14年5月9日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
- 第7条 この規程の改正部分は平成15年5月8日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 第8条 この規程の改正部分は平成19年5月10日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 第9条 この規程の改正部分は平成21年4月1日から施行する。
- 第10条 この規程の改正部分は平成22年6月8日から施行する。
- 第11条 この規程の改正部分は平成23年4月1日から施行する。
- 第12条 この規程の改正部分は平成24年3月13日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 第13条 この規程は、平成27年3月7日に改正し、平成26年11月30日から施行する。
- 第14条 この規程は、2020年6月13日に改正する。
- 第15条 この規程は、2021年5月8日に改正する。
- 第16条 この規程は、2021年8月28日に改正する。
- 第17条 この規程は、2022年4月1日から施行する。